

彩の国さいたま人づくり広域連合自主研究活動支援実施要領

(目的)

第1条 この要領は、彩の国さいたま人づくり広域連合自主研究活動支援要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、自主研究活動支援の実施について必要な事項を定める。

(研究活動に必要な会場の提供)

第2条 要綱第4条第1項第1号による会場の提供は、次に掲げる日（以下「休務日」という。）は行わない。ただし、彩の国さいたま人づくり広域連合（以下「広域連合」という。）政策管理部長が必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和22年法律第78号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 会場の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、広域連合政策管理部長が必要と認める場合は、利用時間を変更することができる。

(研究資料の貸出し)

第3条 要綱第4条第1項第3号により研究資料を貸出す期間は、3週間以内とする。ただし、要綱第7条第2項の規定より研究資料を貸出す場合を除く。

- 2 返却予定日が休務日に当たる場合には、休務日の翌日をもって返却予定日とする。
- 3 貸出し冊数は、1回3冊以内とする。
- 4 研究資料の貸出し及び返却は、広域連合又は埼玉県総務部人事課に来所して行うこととする。ただし、自主研究グループが希望する場合は、郵送により行うことができる。
- 5 広域連合は、必要と認める場合には、自主研究グループに対して、貸出し中の研究資料の返却を求めることができる。
- 6 広域連合は、貸出しを受けた自主研究グループが貸出しを受けた研究資料を正当な理由なく返却しない場合又は適正に取り扱わなかった場合は、以後の研究資料の貸出しの支援を行わないことができる。
- 7 広域連合は、自主研究グループが貸出しを受けた研究資料を汚損、破損又は紛失した場合、自主研究グループの代表者に対して、指定品の代納又は相当額の賠償を求めることができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。